



今回は「税効果会計」を確認しました。今回は、「税効果会計」をみていきます。税効果会計は、全ての企業が導入しなければいけないというものではありませんが、どのようなものなのかを確認しておこうと思います。

## ■ 税効果会計とは

企業会計は主に営利企業に適用される会計で、企業の業績を正確に把握するため、収益から費用を引き企業の利益を求めます。一方、税務会計は、公平な課税のために税法の規定に従って処理し、益金から損金を引いて課税所得を求めます。収益と益金、費用と損金は似ていますが同一ではなく、会計上は収益や費用で計上できても、税法上は益金や損金と認められないものもあります。

例えば、ある設備の耐用年数について、A社は頻繁に使うため2年、B社はそれほど使わないため5年としていたとしても、それらは各企業の実態であり企業会計上は問題ありません。しかし、税金の計算をする時に各企業がそれぞれ異なる耐用年数を設定しているのは、課税の公平性は崩れます。そのため税務会計では、減価償却資産の耐用年数が定められているのです。また、接待交際費は、企業会計上は費用(経費)として処理できますが、税法上は原則として損金不算入です。

このように、企業会計と税務会計にはさまざまなズレ(差異)が生じるため、一般的に、会計上の利益と税法上の課税所得は一致しません。そうすると、損益計算書には、「会計上の利益」と「税法上の課税所得に対応する税額」という、異なるルールによって算出された数値が同時に存在することになります。このような差異を調整し、企業の損益を正しく示すために行うのが、税効果会計という手続きです。税効果会計では「法人税等調整額」という勘定科目を用いて、会計上と税務上の差異を解消し、正確な当期純利益を把握できるようにします。

この差異のうち、近い将来解消することが分かっているものは「一時差異」と呼んでいます。

## ■ 税効果会計の方法

税効果会計を行うには、「資産負債法」と「繰延法」という2種類の方法があります。このうち、現在日本および世界的な会計基準として採用されているのは資産負債法です。

### ◆資産負債法

資産負債法は、会計上と税務上の資産・負債の金額の差異に着目、その差異を每期修正していく方法です。会計上と税務上の金額の違いにより生じる税額の差異を埋めるため、差異が発生した年度に「繰延税金資産」または「繰延税金負債」を計上、当該差異が解消されるまで每期再計算を行います。このとき適用される税率は、差異が解消されると想定される会計期間、つまり将来の税率です。

### ◆繰延法

繰延法は、企業会計と税務会計の期間の違いに着目する方法です。会計上の収益・費用と税務上の益金・損金は、同じタイミングで計上されるとは限りません。繰延法では、会計上と税務上の期間の違いにより起こる差異について、その差異が解消する年度まで「繰延税金資産」または「繰延税金負債」を計上、再計算を行いません。適用される税率は、差異が発生した年度に適用された税率です。

## ■ 税効果会計の手順

税効果会計は、決算の際に行われる会計処理ですが、具体的な手順は以下のとおりです。

### 1:一時差異を集計する

まずは、会計上の収益・費用と、税務上の益金・損金との差異を確認し、このうち、一時差異を集計します。会計上と税務上の計上タイミングの差異による差異は、一時差異と、将来解消される可能性のない差異である永久差異に分けられます。

一時差異とは翌期以降に解消される差異で、例としては、貸倒引当金などの引当金の損金不算入額、減価償却費の損金不算入額、資産または負債の評価替えにより生じた評価差損などです。一方、永久差異は将来においても解消されない差異で、寄附金の損金不算入額、交際費の損金不算入額など実際に収入や支出のあった差異が該当します。税効果会計の適用対象となるのは、一時差異のみです。差異が解消されない永久差異には、税効果会計は適用されません。

### 2:繰延税金資産を算出する

一時差異の集計が完了したら、次は、集計した一時差異の額に法定実効税率を掛けて、繰延税金資産や繰延税金負債の額を計算します。

法定実効税率とは、税務会計上の所得に対する法人税、住民税、事業税の表面税率を使い、所定の方法で計算される総合的な税率のことです。使用される法定実効税率は、将来差異が解消されると見込まれる期の税率です。なお、繰延税金資産は、実質的な税金の前払いにあたるため、将来的に会計と税務の差異が解消されることが計上の要件になりますから、繰延税金資産を計上する際には、その回収可能性について十分検討する必要があります。

### 3:税効果会計上の仕訳をする

繰延税金資産や繰延税金負債の算出ができたなら、税効果会計上の仕訳を行います。また、損益計算書の法人税等の額を追加表記し、会計上正確な当期純利益が記載されるようにします。

税効果会計とは、企業会計と税務会計の差異を調整し、企業の正しい利益を把握するために行う手続きです。会計上の収益・費用と税法上の益金・損金で、計上できる範囲やタイミングが異なるために生じる差異を税効果会計で調整をすると、当期純利益を正確に把握し、金融機関や投資家といった利害関係者にも適切な情報が開示できます。なお、前述の通り会計上と税務上の差異には一時差異と永久差異があり、税効果会計の対象は、将来的に解消される一時差異のみです。

税効果会計は、上場企業や監査法人における外部監査を受けている非上場会社に義務付けられていますが、適用義務のない企業も任意で導入できるものです。ただし、税効果会計を実際に適用する場合は、「税効果会計に係る会計基準」等、税効果会計に関するルールをしっかりと把握し、正しく会計処理を行う必要があります。また、税制改正が頻繁に行われていることから、法定実効税率については財務省ホームページなどで適宜確認する必要があります。



\*この会計について考えるページは今回で終了です。ご愛読をいただきありがとうございました。